

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、主要産業における半期ごと及び年間の労働災害の発生状況を明らかにして、厚生労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の種類

100人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象として、半期ごと及び年間の労働災害の発生状況を把握するものを甲調査、10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するものを乙調査という。

(3) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域とした。ただし、表1に掲げる地域を除く。

表1

都道府県	除外地域
北海道	奥尻郡、苫前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根県	隠岐郡
長崎県	五島市、西海市崎戸町平島及び江島、佐世保市宇久町、北松浦郡小値賀町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島県	奄美市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、薩摩川内市里町、上甕町、下甕町及び鹿島町、熊毛郡、大島郡
沖縄県	国頭郡伊江村、島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古島市伊良部、宮古郡多良間村、八重山郡

イ 産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による次に掲げる産業とした。

林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業（旅館、ホテルに限る。）、複合サービス事業（郵便局に限る。）、サービス業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

ウ 事業所

(ア) 甲調査

イに掲げる産業に属し、100人以上の常用労働者を雇用する民・国・公営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）のうちから一定の方法により抽出した約16,000事業所とした。

ただし、建設業のうち総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場とした。

(イ) 乙調査

イに掲げる産業（建設業のうち総合工事業は除く。）に属し、30～99人の常用労働者を雇用する民・国・公営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）及び製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業及び一般機械器具製造業に属する10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから一定の方法により抽出した約12,000事業所とした。

ただし、林業については、素材生産業、素材生産サービス業の民営事業所を対象とした。

(4) 調査の実施期間

ア 甲調査

上半期については平成19年7月1日から7月21日まで、下半期については平成20年1月1日から1月20日までとした。

イ 乙調査

平成20年1月1日から1月末日までとした。

(5) 調査対象期間及び期日

ア 甲調査

調査対象期間は、上半期（平成19年1月～6月）及び下半期（平成19年7月～12月）（給与締切日で記入する場合は、調査期前期の最終給与締切日の翌日から調査期の最終給与締切日までの6か月間）とし、調査は、調査対象期間のそれぞれの末日現在について行った。

ただし、(6) のキ及びクについては、各調査対象期間に発生したものについて、当該調査対象期間の最終日から2週間経過後までに確定した状態を把握した。

イ 乙調査

調査対象期間は、平成19年1月～12月までの1年間（給与締切日で記入する場合は、平成18年の最終給与締切日の翌日から平成19年の最終給与締切日までの1年間）とし、調査は12月末日現在について行った。

ただし、(6) のキについては、調査対象期間の1年間に発生したものについて、当該調査対象期間の最終日から2週間経過後までに確定した状態を把握した。

(6) 調査事項

ア 事業所の名称及び所在地

イ 主な生産品又は事業の内容

ウ 企業の全常用労働者数（総合工事業を除く。）

エ 工事の請負金額（総合工事業のみ）

オ 調査期末日の事業所の全労働者数及び常用労働者数（総合工事業を除く。）

カ 調査期間中の全労働者の延べ実労働日数（総合工事業のみ）及び延べ実労働時間数

キ 労働不能程度別労働災害による死傷者数及び延べ休業日数

ク 不労災害被災労働者数（甲調査のみ）

(7) 調査の方法

この調査は、労働災害動向調査甲調査票（Ⅱ付録様式1～4）及び同調査乙調査票（同様式5）を用いて、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員による自計式郵送調査とした。

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、経済産業省原子力安全・保安院産業保安監督部（支部・事務所）の職員により実施した。

(8) 調査機関

調査機関の系統は、厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－労働基準監督署－報告者とし、10～29人の常用労働者を雇用する事業所のみ、厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－労働基準監督署－統計調査員－報告者とした。

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、厚生労働省大臣官房統計情報部－経済産業省原子力安全・保安院－産業保安監督部（支部・事務所）－報告者とした。

(9) 集計の方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計を行った。

2 標本設計

事業所の抽出は次のとおり行った。

(1) サンプルフレーム

平成16年事業所・企業統計調査によって把握された民営事業所及び平成13年事業所・企業統計調査によって把握された国・公営事業所を母集団とした。

なお、甲調査の建設業のうち総合工事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団とした。

(2) 目標精度

度数率の精度が、産業及び事業所規模別に、甲調査については9%以内、乙調査については10%以内となるように設定した。精度の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}}{\hat{R}} \approx \sqrt{\sum_{h=1}^L \left(\frac{N_h}{N} \right)^2 \left(\frac{1}{n_h} - \frac{1}{N_h} \right) \left(\frac{Var(X_h)}{\bar{X}^2} - 2 \frac{Cov(X_h, Y_h)}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{Var(Y_h)}{\bar{Y}^2} \right)}$$
$$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}, \quad \bar{Y} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$
$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}, \quad \bar{Y}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$
$$Var(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2, \quad Var(Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (Y_{hi} - \bar{Y}_h)^2$$
$$Cov(X_h, Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)(Y_{hi} - \bar{Y}_h)$$

ただし、

$\hat{R}$	: 度数率
h	: 抽出層区分
i	: 事業所番号
X_{hi}	: 事業所の労働災害による死傷者数
Y_{hi}	: 事業所の延実労働時間数
N	: 母集団事業所数
N_h	: 各層の母集団事業所数
n_h	: 各層の標本事業所数

3 主な用語の説明

(1) 労働災害

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害など突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

(2) 事業所の労働者数

この調査の対象者は、事業所の全労働者とした。

ア 事業所の全労働者

調査期間末日現在の調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日

雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、調査対象事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとした。

鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、直轄、請負及びその他名称の如何を問わず、鉱山で働くすべての鉱山労働者とした。なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とした。

イ 事業所の常用労働者

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するものとした。

(ア) 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 臨時・日雇労働者であっても調査期間の最後の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われている者

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者

(エ) 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者

(オ) 育児・介護休業中の者

なお、いわゆるパートタイマーであっても上記(ア)～(オ)のいずれかに該当する者は常用労働者とした。

(3) 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数及び延べ実労働日数

ア 延べ実労働時間数

全労働者が実際に働いた労働時間の合計（1時間未満の端数を切り捨て）をいい、早出、残業等の超過労働時間があれば、その時間数も含む。なお、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除く。

ただし、坑内労働に従事する者の休憩時間や監視又は断続的業務に従事する者の手待時間は含める。

イ 延べ実労働日数（総合工事業のみ）

全労働者が、実際に工事現場に出勤した延べ日数をいう。交替制などにより同一人が1日のうち2回出勤した場合には、1日として数える。

(4) 企業全体の全常用労働者数

調査対象事業所と同一の企業に属する本社、支社、工場、事業場等すべての事業所を含めた全体の常用労働者数とした。

(5) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働災害により被災した労働者の延べ数を表2の労働不能程度別に区分したものをいう。

各々の災害がどの区分に該当するかは、調査期間の末日より2週間経過後までに確定した労働災害の状態に基づいて決定する。

この調査では、発生した災害の件数ではなく、被災した労働者を単位として労働災害を調査する。したがって、死傷者数の合計は調査期間中の災害ごとの人数の合計となる。同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して休業しているような場合は、死傷者数及び休業日数に含めない。

なお、休業日数の区分及び延べ休業日数は所定休日も含めた暦日数による。

表2

労働不能程度	内 容
死 亡	労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものを含む。）。
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すもの。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったもの。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると身体の一部又は身体の一部の機能をそう失せずに治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないもの。
不 休 災 害	業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものも含む。）。

(6) 労働災害率

ア 度数率……100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。ただし、労働災害による死傷者数は、休業1日以上及び身体の一部又はその機能を失う労働災害による死傷者数であり、不労災害による傷病者は含まない。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

イ 強度率……1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数（(7)参照）をもって、災害の重さの程度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した労働災害による労働損失日数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を1,000倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

ウ 不労災害度数率……100万延べ実労働時間当たりの不労災害（表2参照）による傷病者数をもって、不労災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した不労災害による傷病者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{不労災害度数率} = \frac{\text{不労災害による傷病者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(7) 労働損失日数

次の基準により算出する。

- ア 死亡……………7,500日
イ 永久全労働不能……………表3の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
ウ 永久一部労働不能……………表3の身体障害等級4～14級（級に応じて50～5,500日）
エ 一時労働不能……………所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に 300/365（うるう年は 300/366）を乗じた日数

表3 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級（級）	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数（日）	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

(8) 規模

- ア 企業規模
(4)の企業全体の全常用労働者数によって区分した。
- イ 事業所規模
(2)イの事業所の全常用労働者数によって区分した。

(9) 産業

事業所の主な生産品又は事業内容により、原則として日本標準産業分類（平成14年3月改訂）にしたがって分類した。

ただし、総合工事業については、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて分類した。

4 調査の沿革

(1) 昭和27年～42年

本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として、昭和27年から「毎月労働災害統計調査」として開始した。調査対象は、常時100人以上の常用労働者を使用する全事業所（管理又は事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）とした。また、昭和39年からは、建設業については有期事業の場合、調査単位を事業所から作業現場（期間中の平均労働者数100人以上の作業現場）に改定した。

(2) 昭和43年～48年

昭和43年には、「労働災害動向調査毎月調査」と改称し、調査対象を30人以上の常用労働者を雇用する事業所とする標本調査に改定した。建設業のうち総合工事業については労働者災害補償保険の概算保険料が20万円以上又は工事の請負金額が3,000万円以上の工事現場（その後の改定により、現行では、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場）に改定した。

(3) 昭和49年～54年

昭和49年から、毎月調査を四半期調査とする改定を経て、さらに、昭和52年からは100人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とする四半期調査と、10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象とする小規模事業所調査とに分けた。小規模事業所調査は7～9月の3か月を調査期間とし、調査対象産業は昭和52年は製造業の特定7業種、昭和53年は製造業以外の産業、昭和54年は製造業の特定7業種について実施した。

(4) 昭和55年～平成3年

昭和55年には、四半期調査を甲調査と、小規模調査を乙調査と改称した。同時に甲調査については、調査対象産業にサービス業のうちの洗濯業と建物サービス業を追加した。乙調査については、調査対象産業を30～99人の常用労働者を雇用する事業所は甲調査と同一（ただし建設業のうち総合工事業を除く。）、10～29人の常用労働者を雇用する事業所は従来の製造業特定産業7業種とし、調査対象期間を1～12月とする年1回の調査とした。

(5) 平成4年～

平成4年からは、四半期調査である甲調査を半期調査に改定するとともに、甲調査と乙調査（30～99人の常用労働者を雇用する事業所に限る。）の調査対象産業に、卸売・小売業、飲食店（飲食店を除く。）とサービス業のうち旅館、ゴルフ場を追加した。

5 利用上の注意事項

(1) 労働災害の結果について

この調査結果に含まれる労働災害は、1の(3)調査の範囲に掲げる事業所で発生したもので、我が国の労働災害のすべてを網羅しているものではない。

(2) 年集計の時系列比較について

甲調査の昭和52年以降平成3年までは、四半期調査時において第1四半期から第4四半期に至る1年間について改めて死傷者の確定した労働災害の状況を集計した。

また、同様に平成4年からは、下半期調査時において上半期からの1年間について死傷者の確定した労働災害の状況を集計している。すなわち、下半期調査期間中に上半期の労働災害の程度等調査内容が変化した場合（見込みによって記入したが、確定したことにより変化が生じた場合。）、上半期の数値を修正した上で集計している。そのため年計の数値は、上半期・下半期の数値の平均にならないことがある。

なお、昭和48年までの労働災害動向調査毎月調査付帯調査（年間の確定災害の実態を調査年の翌年1月末日現在で把握）や昭和49年～51年までの年集計〔各四半期毎の報告（第1四半期～第3四半期について

は3か月後の転帰状況を加除修正)を取りまとめ集計したもの。]とでは、災害程度の把握期間及び時期が相違しているので、付帯調査結果や年集計結果との時系列比較には注意を要する。

また、調査産業については、4にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改訂の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

(3) 乙調査の時系列比較について

乙調査の10～29人の常用労働者を雇用する事業所を対象とした昭和52年～54年の調査は、7～9月の3か月を対象としており、昭和55年以降の調査とは直接比較できない。

なお、30～99人の常用労働者を雇用する事業所については、昭和55年以降の調査と昭和43年～51年の調査間は比較可能である。

また、調査産業については、4にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改訂の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

(4) 産業分類について

本報告書で用いている産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づく表章とした。ただし、ウの産業については、日本標準産業分類の内容と異なっている。

ア 一部の産業についてのみ表章している産業大分類

建設業として表章しているのは、日本標準産業分類（以下同じ）のE建設業のうち、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業のみである。

情報通信業として表章しているのは、H情報通信業のうち、37通信業、413新聞業、414出版業のみである。

飲食店、宿泊業として表章しているのは、M飲食店、宿泊業のうち、721旅館、ホテルのみである。

複合サービス事業として表章しているのは、P複合サービス事業のうち、781郵便局のみである。

サービス業として表章しているのは、Qサービス業（他に分類されないもの）のうち、821洗濯業、831旅行業、8443ゴルフ場、851一般廃棄物処理業、852産業廃棄物処理業、861自動車整備業、871機械修理業（電気機械器具を除く）、904建物サービス業のみである。

イ 合併して表章している産業

(ア) 中分類のうち、09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業は、09・10食料品、飲料・たばこ・飼料製造業とした。

(イ) 小分類のうち、054採石業、砂・砂利・玉石採取業、055窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原材料に限る）、059その他の鉱業は、054・9非金属鉱業とした。

081電気工事業、082電気通信・信号装置工事業は、081・2電気工事業、電気通信・信号装置工事業とした。

101清涼飲料製造業、102酒類製造業は、101・2清涼飲料・酒類製造業とした。

255金属素形材製品製造業、256金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）は、255・6金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）とした。

274電子応用装置製造業、282電子計算機・同附属装置製造業は、274・82電子応用装置、電子計算機・同附属装置製造業とした。

851一般廃棄物処理業、852産業廃棄物処理業については、851・2一般・産業廃棄物処理業とした。

ウ 独自の表章産業

(ア) E建設業のうち、E06総合工事業の表章については、労働災害統計の特殊性を考慮して表4（11ページ参照。）のとおりとした。

(イ) G33電気業については、G3314火力発電業、I42鉄道業については、I422鉄道車両修理工場を特掲したが、これらは日本標準産業分類にはない独自の産業分類番号及び表記である。

(ウ) H41新聞業、出版業は日本標準産業分類の中分類H41映像・音声・文字情報制作業のうち413新聞業及び414出版業についてのみ表章したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

エ 製造業の特定産業

常用労働者10～29人規模の事業所については、製造業のうち食料品、飲料・たばこ・飼料製造業、木

材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業及び一般機械器具製造業の7産業とした。

オ 日本郵政公社の民営・分社化に伴う産業分類の表章

平成16年～平成18年において「P 複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」として集計していた事業所は、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年調査では上半期と下半期及び年計とで産業分類の表章が異なる。上半期においては、日本郵政公社の民営・分社化前であったため、平成16年～平成18年と同様に「P 複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」として集計したが、下半期及び年計においては、民営・分社化後に郵便事業株式会社の支店及び集配センターとなった事業所については「H 情報通信業－371 信書送達業」として集計し、郵便局株式会社の郵便局となった事業所については「P 複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」として集計した。

したがって、「H 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る）」、「37 通信業」、「371 信書送達業」、「P 複合サービス事業（郵便局に限る）」、「781 郵便局」の集計結果について平成19年調査の下半期、年計と平成18年調査以前の下半期、年計を時系列比較する場合及び平成19年調査の上半期と下半期を比較する場合には注意が必要である。

- (5) 上半期と下半期で調査票の産業及び規模（総合工事業においては工事の種類及び請負金額区分）が異なる場合の集計について

同一事業所において上半期と下半期で調査票の産業（工事の種類）及び規模（請負金額区分）が異なる場合は、下半期の調査票により集計した。

- (6) 総合工事業について

建設業のうち総合工事業については、他の産業と異なる調査方法をとっているため結果も別個で表章している。

- (7) 都道府県別の数値について

都道府県別の労働災害率を直接都道府県間で比較をすることは、産業構成の相違等もあり注意を要する。

- (8) 労働災害率の表示方法は小数点以下第3位を四捨五入したものである。

- (9) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----|-------------------------------------|
| 「 0 」 | ……… | 労働災害による死傷者数がないもの。 |
| 「 0.00 」 | ……… | 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点以下第2位に満たないもの。 |
| 「 — 」 | ……… | 該当事業所がないもの。 |
| 「 x 」 | ……… | 調査客体数が少ないため掲載しないもの。 |
| 「 ・ 」 | ……… | 項目がありえないもの。 |
| 「 … 」 | ……… | 上記以外の数値が無いもの。又は、数値を表章することが不適当なもの。 |

表 4

E 建設業のうち、E 06総合工事業の分類番号及び内容

分類番号	産業（工事の種類）	内 容
E 06	総合工事業	
0671	河 川 土 木 工 事 業	河川、運河、水路、水門、砂防設備等の新設、その付属物の改修、復旧又は維持の事業、河川その他の浚渫、干拓又は埋立の事業
0672	水力発電施設等新設事業	水力発電施設の新設に関する建設事業及び付帯事業、高えん堤新設事業
0673	鉄道又は軌道新設事業	鉄道又は軌道（地下鉄を除く。）の新設に関する建設事業及びその付帯事業
0674	地 下 鉄 建 設 事 業	地下鉄道の新設に関する建設事業及び付帯事業
0675	橋 り ょ う 建 設 事 業	一般橋りょう、各種の高架橋、さん橋等の建設事業
0676	ず い 道 新 設 事 業	ずい道の新設に関する建設事業及びその付帯事業
0677	道 路 新 設 事 業	道路の新設に関する建設事業及びその付帯事業
0678	そ の 他 の 土 木 工 事 業	えん堤、貯水池、防波堤、岸壁等の建設事業、ずい道、道路、鉄道、軌道等の改修、復旧又は維持の事業、耕地整理、造成事業、さく井建設、その他各種土木事業
0679	舗 装 工 事 業	既設の道路、広場等の舗装事業
0681	建 築 工 事 業	鉄骨、鉄筋コンクリート及び木造、ブロック造り等の家屋建築事業
0682	そ の 他 の 建 築 事 業	競技場のスタンド、雪止め柵、鉄塔、やぐら、タンク、庭園、炉等の建設事業、その他の各種建築事業、工作物の解体、移動事業

6 集計事項一覧表

表番号			属性					集計項目							労働災害率					労働損失日数 死傷者1人平均				
原表番号	報告書 統計表 番号		都道府県	産業	分類	事業所規模	企業規模	事業所数	構成割合	全労働者数	延実労働時間数	階級 1)	労働災害による 死傷者数	休業1日以上	不休災害	延労働損失日数	度数率 2)	階級	不休災害度数率	階級	全度数率 3)	階級	強度率	
甲調査(総合工事業を除く)																								
半 期 集 計	1-1	12		●	大・中	●		○		○	○		○	○*	○	○*								●
	1-2			○	小・細			○		○	○		○	○*	○	○*								○
	2-1	12		●	大・中	●											●*		○		○		●*	
	2-2			○	小・細												○*		○		○		○*	
年 集 計	1-1	1		●	大・中	●		○		○	○		○	○*	○	○*								●
	1-2			○	小・細			○		○	○		○	○*	○	○*								○
	1-3			○	大・中		○	○		○	○		○	○*	○	○*								○
	1-4		○	○	大			○		○	○		○	○*	○	○*								○
	2-1	1、9		●	大・中	●											●*		●		○		●*	
	2-2	3、4		●	小・細												●*		○		○		●*	
	2-3			○	大・中		○										○*		○		○		○*	
	2-4	6、7	●	●	大												●*		○		○		●*	
	3-1	8		●	大・中			○	●									●			○			
	3-2			○	大・中			○	○											○				
	3-3			○	大・中			○	○													○		
	4-1			○	計・製造業	○		○	○			○						○						
	4-2			○	計・製造業	○		○	○				○							○				
	4-3			○	計・製造業	○		○	○				○									○		
	4-4			○	計・製造業	○							○	○	○	○	○	○		○		○	○	
甲調査 総合工事業 7)																								
半 期 集 計	3	13		●	工事の種類	○		○		○	○		○	○*	○	○*								●
	4	13		●	工事の種類	○											●*		○		○		●*	
年 集 計	5-1	10		●	工事の種類	●		○		○	○		○	○*	○	○*								●
	5-2		○	○	工事の種類			○		○	○		○	○*	○	○*								○
	6-1	10		●	工事の種類	●											●*		○		○		●*	
	6-2		○	○	工事の種類												○*		○		○		○*	
	7-1	11		●	工事の種類			○	●									●						
	7-2			○	工事の種類			○	○											○				
	7-3			○	工事の種類			○	○													○		
乙調査																								
1-1	1		●	大・中	●		○		○	○			○*	○	○*									●
1-2			○	小			○		○	○			○*	○	○*									○
1-3				○	大・中		○		○	○			○*	○	○*									○
1-4			○	○	大			○		○	○			○*	○	○*								○
1-5	5		●	製造特定7産業		○	○		○	○				○*	○	○*								●
2-1	1		●	大・中	●												●*						●*	
2-2	3		●	小													●*						●*	
2-3				○	大・中		○										○*						○*	
2-4			○	○	大												○*						○*	
2-5	5		●	製造特定7産業		○											●*						●*	
3-1	8		●	大・中	○		○	●										●						
3-2			○	製造特定7産業			○	○										○						
4-1			○	計・製造業	○		○	○				○						○						
4-2			○	計・製造業	○						○			○	○	○	○						○	
甲乙合体集計(総合工事業を除く)																								
1-1	2		●	大・中		●	○		○	○				○*	○	○*								●
1-2			○	小			○		○	○				○*	○	○*								○
1-3			○	○	大			○		○	○			○*	○	○*								○
2-1	2		●	大・中		●											●*						●*	
2-2			○	小													○*						○*	
2-3			○	○	大												○*						○*	
3			○	○	大・中			○	○									○						
4			○	○	計・製造業			○	○			○						○						

注：1) 事業所平均月間実労働時間階級である。

2) 休業1日以上の労働災害死傷者の度数率である。

3) 不休災害及び休業1日以上の労働災害死傷者の度数率である。

4) *のついた項目は労働不能程度別に集計している。

5) ●は、報告書掲載分。

6) ○は、原表で集計しているが、報告書非掲載分。

7) 総合工事業については調査している項目が異なり、「産業」に対し「工事の種類」を、「事業所規模」に対し「請負金額区分」を、「事業所数」に対し「工事現場数」を、「全労働者数」に対し「延べ実労働日数」を集計している。